

平成28年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月21日（水） 午後2時00分 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第8号 | 平成27年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第2 | 議案第9号 | 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 議案第10号 | 平成27年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第11号 | 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第12号 | 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第13号 | 平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第14号 | 平成27年度中川村水道事業決算認定について |
| 日程第8 | 請願第5号 | 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願 |
| 日程第9 | 陳情第7号 | 臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書 |
| 日程第10 | 陳情第8号 | 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情 |
| 日程第11 | 議案第19号 | 中川村教育委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 諮問第1号 | 中川村人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第13 | | 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第14 | | 委員会の閉会中の継続調査について |

平成28年9月中川村議会定例会議事日程（第3号追加）

平成28年6月21日（水） 午後2時00分 開議

- 追加日程第1 発議第1号 臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第2号 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める意見書の提出について

出席議員（9名）

1番	高橋昭夫
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成28年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成28年9月21日 午後2時00分 開議

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第8号 平成27年度中川村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件は去る9月8日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長

それでは決算特別委員会の報告を行います。

去る9月8日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第8号平成27年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9月12日13日14日15日の4日間にわたり役場第1・第2委員会室におきまして委員9名の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出されました質疑、意見等について報告をいたします。

総務課財政係では、「歳入歳出差引残額として残額は適正なものか。」これに対し「予備費を除いて、それぞれ多い額ではなく、余り過ぎ、使い過ぎでもない。少し余裕が生じた結果となった。」「役場庁舎LED化により電気料削減の状況は。」「工事後1年経過していないが、2～3割減と思われる。効果は出ている。」とのことです。

総務課庶務係では、「総代会の県外視察研修の参加者が少ない。どんなことが理由なのか。」「年により多い少ないはある。1泊2日は行事等で都合がつかないこともあるのかもしれない。」とのことであります。

総務課企画広報係では、「地域おこし協力隊の予算は十分か。」「基本として1人400万円まで地方交付税の対象。お金がなく活動が滞っている状況はない。」、景観審議会について「注意喚起を含め積極的に開催を。」とのことに対しては「1年半くらい未開催だが、年内開催を目標に進めていく。」、協力隊活動のジビエ振興について「安定供給は可能か。」これに対して「鹿の捕獲は自然なもので、とれたりとれなかったり。先の見通しは未定。ジビエによる振興を図るため引き続き活動をお願いしていく。」とのことであります。

総務課交通防災係では、県消防防災ヘリコプター運行負担金の負担について「県下全町村が規定により負担することになっている。」とのことであります。

次に保健福祉課、保育所では、「球根皮むき器は何に使用するのか。」「給食調理でジャガイモ、里芋などの皮むき等で使用する。調理時間の短縮となっている。」、保育士の

正規採用について「定数制限等もある。現在、臨職の確保も難しい。」「臨時保育士の賃金は低いと感じるが。」これに対して「近隣町村との比較では必ずしも低いとは言えない。」とのことであります。

保健福祉課地域福祉係では、「社協への結婚相談委託事業の内訳は。」「所長報酬、運営委員会、イベント等など。」とのことであります。「障害者自立支援事業の対象者は。」「おおよそで障害者 40 人、障害児 20 人で、60 人～65 人くらい。」とのことです。「生活保護世帯の最近の動向と調査体制は。」これに対し「ここ 1～2 年、貧困により増加傾向。相談依頼による情報把握が主体。」とのことであります。

保健福祉課高齢者福祉係では、「老人福祉施設へのスプリンクラー整備の状況は。」これに対し「村内施設は今回の整備で完了。」「訪問理美容利用の補助の基準は。」「要介護度によって補助をする。」というお答えでありました。「重度心障害者等の介護慰労金をもう少し上げることはいかないか。」「障害者福祉サービスを利用しながら在宅療養が現状。今のところ増額という発想はないが、考えていく必要はある。」とのことであります。

保健福祉課保健医療係では、「食育、栄養学習授業をほかの課と連携して取り組む考えは。」「ほかの課等、各種会議の委員となっていていただいているので、引き続き連携を図っていく。」「若い世代の健診受診状況は。」これに対して「若いうちに異常があるのがハイリスク、生活習慣病予防のため村の健診を利用してもらうことが検討課題。」「不妊治療費助成の年回数は。」「平成 27 年度は 1 人当たり 1 年 1 回の申請。」とのことであります。

続きまして教育委員会学校教育係では、「学校関係の耐震工事はすべて完了か。」これに対し「県の統計調査対象のものは終了した。」「北海道中川中学生交流事業の意義は。」「隔年の実施で、姉妹町村交流事業として生活の様子など体験、研修する意義はある。」とのことであります。「特別支援学級の内訳は。」「知的障害と情緒、自閉によるクラス分けをしている。」「中学生の心の教育相談員の現状は。」ということに對しまして「生徒の登校拒否に寄り添う姿勢で対応している。学校側も好印象を持っている。」とのことであります。「放課後子ども教室は活動目標的に定めがあるのか。」これに対して「家にこもらず野外遊びが目的。参加者は増加傾向で成果は得られている。」とのことであります。

教育委員会社会教育係では、「文化団体への活動補助内容は。」「1 団体一律 1 万 3,000 円の補助となっている。」「社会体育施設の夏合宿使用は住民使用に支障はないか。」「夏休み中の昼間のあいている時間帯での使用なので支障はない。」とのことであります。

次に建設水道課国土調査係では、「東日本大震災による座標地返還業務に国庫補助等はないのか。」これに対して「国県の補助はないと聞いている。」とのお答えでありました。

建設水道課水道係では、「合併浄化槽未設置住宅の設置の見通しと指導状況は。」「毎年 5 基くらいの設置がある。浄化槽エリアの住宅には毎年設置を呼びかけている。」と

のことであります。

建設水道課建設係では、「橋梁点検業務の8橋で長寿命化の順番でおくれ気味に感じるが。」とのことに対して「8橋の点検は職員が直営で行ったもの。未点検が80橋ほどあり、長寿命化計画の作成も含め平成29年度で点検をしていきたい。」とのことであります。「除雪機の待機に対する費用は。」「少ないが待機料を支払っていきたい。」とのことであります。

それでは次に振興課農政係ですが、「青年就農給付金受給者の途中で農業をやめた場合の手続は。」これに対しまして「やむを得ない場合は給付中止、虚偽の場合は返還となるので手続は慎重に行っている。給付金は、後継者の場合も場合によっては該当になる。」「農地法5条許可申請で太陽光発電施設としての農地転用の転用後の実施状況把握が必要では。」これに対しまして「転用は例外的に認めるもの、太陽光発電施設としての転用が適切かどうかの判断は難しい。」とのことであります。

振興課耕地林務係では、「林道維持管理事業の契約方法は。」「130万円未満により随意契約。現場に応じ発注をしている。」とのことであります。「長野県森林づくり県民税活用事業の活用状況は。」「森林づくり推進支援金は、減額はあるが、ほぼ要望どおり。里山事業整備は主に一般の山林所有者が対象である。」とのことであります。

振興課商工観光係では、「チャオ及びチャオ周辺の活性化支援アドバイザー委託の結果報告は。」これに対しまして「関係者との情報交換の場を持ち、提案をいただいた。」とのことであります。

次に住民税務課税務係では、「ふるさと納税の状況は。」これに対しまして「27年度実施は寄附金額162万円、前年所得に基づく控除額は37万4,000円で、差引額では124万6,000円となっている。」次に、「村外事業者が営む村内施設の太陽光発電施設の売電収入に対する課税はどのようになっているか。」「発電施設は償却資産の固定資産税として村が課税、売電収入に対しては事務所、事業所の所在市町村で法人税算定の一部として課税される。発電施設の償却資産は台帳管理をしている。」とのことであります。

住民税務課生活環境係では、「住宅使用料の未納分の改修手立て、見通しは。」「9月15日現在、未納額は17万2,126円、分納等により回収を進めている。」「不法投棄の追跡調査について。」これに対しまして「証拠書類が発見された場合は持ち主に片づけさせるように指導している。」とのことであります。「太陽光発電施設への対応は。」ということで「国・県の基準に従って対応している。協定を結べたらと考えている。」とのことであります。

以上、報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
- 8 番 (大原 孝芳) 私は、27年度の今の委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。
- 今、委員長ほうから報告ありましたように、全員で採決をさせていただきましたが、非常に35億何がし、31億円とって3億6,000万円余の残額ということで、非常にいい結果を出していただきました。また、実質公債費比率等、非常に健全化が目に見える形で出てきています。非常に村長初め職員の皆さんの丁寧な、また細かい事業実績によりこの結果が出たと思います。ぜひ、また来年度以降も、ぜひこの結果を伸ばしていただけるよう賛成討論とします。
- そして、ちょっと委員長の意見、報告と重複しますが、ちょっと心配な点がございまして、今、太陽光発電の設備に対しての私たちからの意見が出ましたが、今現在、法整備がきちっとできていない状況で、中川村にとって、ここ進行中のものもございまして、27年度について設備が完成しています。現在、景観上の中で法律としてしばれる、取り締まるのがなかなかできないわけでございますが、中川村に、そういった景観上、ああいう施設が適切かどうか、住民の、農業員会と私たちも懇談をしましたが非常に余りいいもんじゃないというような声も出ています。ぜひ、そこら辺も、法的に規制がかけられない現状の中で、28年度、また29年度に向かってどのように取り組んでいっていただけるか、そこら辺を、ぜひ皆さん、私たちも含めて協議していくことが喫緊の課題ではないかと考えています。そんなことも申し上げながら賛成討論とさせていただきます。
- 議 長 ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第8号は認定することに決定しました。
- 日程第2 議案第9号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第10号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第11号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は去る9月8日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長

それでは報告いたします。

去る9月8日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第9号平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月の13日、役場第1・第2委員会室において委員9名の出席のもと、担当課長、係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定することと決しました。

審査の過程で出された質疑、意見等について報告をいたします。

「介護給付金が増えた理由は。」これに対しまして「64歳までの2号保険者の増によるもの。」とのことであります。

続きまして、去る9月8日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第10号平成27年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月の13日、役場第1・第2委員会室において委員9名の出席のもと、担当課長、係長に説明を求め慎重に審査いたしました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定することと決しました。

続きまして、去る9月8日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第11号平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月13日、役場第1・第2委員会室において委員9名の出席のもと、担当課長、係長に説明を求め慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定することと決しました。

審査の過程で出された質疑、意見について報告いたします。

「県下の1人当たり医療費の順位が低くなった理由は。」これに対しまして「はっきりしたことはわからないが、村の健診受診率は高い。一般に後期高齢者で健診を受けている方は健康の度合いが高い。健診指導はこれからの課題だ。」とのことであります。

報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第9号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第9号は認定することに決定しました。

次に議案第10号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第10号は認定することに決定しました。

次に議案第11号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第11号は認定することに決定しました。

日程第5 議案第12号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第13号 平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は去る8日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 それでは報告いたします。

去る9月8日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第12号平成27年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1・第2委員会室におきまして委員9名の出席のもと、担当課長、係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定することと決しました。

審査の過程で出されました質疑、意見等について報告をいたします。

「維持管理委託の契約方法は。」ということに対しまして「処理場管理は有資格者、上伊那一括の委託などとなっている。」「水洗化率87.7%の残り12.3%は基本的にくみ取りとかなのか。」ということに対しまして「公共、農集につないでいない比率で、件数的には少ない。」とのことであります。

続きまして、去る9月8日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第13号平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月14日、役場第1・第2委員会室において委員9名の出席のもと、担当課長、

係長に説明を求め慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定することと決しました。

以上、報告であります。

よろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 12 号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 12 号は認定することに決定しました。

次に議案第 13 号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 13 号は認定することに決定しました。

日程第 7 議案第 14 号 平成 27 年度中川村水道事業決算認定についてを議題とします。

本件は去る 8 日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 それでは報告いたします。

去る 9 月 8 日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第 14 号平成 27 年度中川村水道事業決算認定について、9 月 14 日、役場第 1・第 2 委員会室におきまして委員 9 名の出席のもと、担当課長、係長に説明を求め慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、出席の委員全員の賛成により認定することと決しました。

審査の過程で出された質疑、意見等について報告いたします。

「長期計画の中で水源の水不足に対する対処、水源の確保対策は。」とのことに対し

まして「平成 25 年に水道ビジョンを作成した。四徳水源確保の理想案もある。県との相談も必要。有収率を上げることも含め、一つの方法だけに頼らず水源問題を考えていく。」とのことでもあります。「水道部署に専門的技術者の確保がされているか。」とのことにつきましては「管理的資格を持った職員については、研修に行かせ資格を取ってもらうようにしている。」とのことでもあります。

以上、報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 14 号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第 14 号は認定することに決定しました。

日程第 8 請願第 5 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは請願の審査の報告をいたします。

去る 9 月の 8 日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました請願、受理番号 5 号、臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願書についての審査を、9 月 12 日、役場第 1 委員会室におきまして委員 4 名出席のもと慎重に実施をいたしました。審査の結果は、全員反対により不採択です。

この請願の趣旨は、不十分な情報のもとでの審議ですら T P P 協定に関税の撤廃、削減をしない除外規定が一切存在しないこと、附属書で日本だけが農産物輸出大国 5 カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられていること、一切手をつけさせなかったという 155 品目も品目で見れば無傷のものはただ一つもないという事実を T P P 担当相と森山農相は認めざるを得ませんでした。これらの内容が農林水産分野の重要 5 品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判

断した場合は脱退も辞さないものとする事とした国会決議に違反していることは明らかですというものです。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「政府も経済成長戦略の切り札とはっきり言っている。日本農業のためにも前向きに進めるべき。守りから攻めることが必要。」「T P Pは農業分野だけではない。他の分野の生き残りや現状を考えると批准をしないとはならない。」「6月議会でほぼ同じような内容で採択がされている。請願者の願意は十分酌んでいるので、再度批准しないことには反対。」以上のような内容が出されました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

○8番 (大原 孝芳) 今、委員長の報告の中で、私ども議会は6月議会で同じような、同じですね、同じものを採決したわけなんです、今の意見の中で一つ、前回採択したので今回は反対というようなね、意見が、今、委員長の報告からありましたが、その内容っていうのはあれですかね、1回出したから、もういいというような意味か、今、今回、通常国会が始まるということで、再度ですね、出てきたと思うんですが、そこら辺の真意はどこら辺にあるんでしょうか。

○総務経済委員長 委員会を、私が委員長ということで進行、議長として進めておりましたので、その中で、副委員長、委員会を欠席しておった関係で議長と書記も兼ねながら委員会を行ってまいりました。今、大原議員の質問では、前回採択がされて意見書が出されているのでということで反対かということですが、私が聞いた範囲の判断では、そういった意味を十分含んだ発言だったというふうに思いましたので、さっき私の報告した内容にまとめさせていただいたということになります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

○4番 (鈴木 絹子) 私は、臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める請願に賛成の立場で討論します。

いまだに多くの農民、国民が反対もしくは不安を持っているT P P協定は批准すべきではないと考えます。

本文にもありますように、さきに提示された資料はほとんどが黒塗りで何もわからないものでした。国民への説明も情報公開不十分極まりなく、農業分野はもとより医療分野、経済分野での国民への影響がどのようなものであるかをしっかりと説明し、知らせることが強く求められています。食を初めすべてが命にかかわる条項ばかりです。例えば食品添加物を一つとってみても有害なものが利用されること、食品加工物では、ネズミの足とかゴキブリとか虫とか、そういうものが入っていても一定量は可というようなことが、日本ではありえないようなことが条項にあると言われていました。

これらはほんの一部です。このような状況で、日本がなぜこんなに勇み足で批准を急ぐのか、私にはまったく理解できません。命を守り育てる母親世代の代表としての思いを表明し、請願の賛成討論とします。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○7 番 (小池 厚) 私は本請願に賛成する立場で討論に参加をいたします。

第3次安倍内閣が発足して新たな動きが出てきております。その一つに、これまで何度も請願や陳情を受けて当議会でも採択をしてきた本請願について総務経済委員会で不採択されたことに驚きを感じております。請願にもあるように今度の臨時国会で協定の批准が懸念されているとき、住民の利益を守るべき議会が批准をしないよう求める請願を否決することはあり得ないと思います。

現在、相手候補のバッシングでひんしゅくを買っているアメリカ大統領選挙でアメリカ自身がTPP交渉から離脱すると言っているときに、日本が率先して批准することはないと思います。

さらに言えば、事は農業問題に限らない、日本の国内経済にも、例えば公共工事の入札制度や保険事業にも相手に保護主義だと言われればISD条項を盾に内政干渉もされかねないといった大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

本来、政府が守るべきものは国民生活の安全と安心を確保することにあると考えます。しかるに、みずから進んで国内経済の混乱を招く垣根を取り払い、弱小な日本農業を国際経済の荒波の中に何の担保もなく放り出すような協定の批准など考えられません。いまだに交渉の経過と全体が明らかにされていないTPP協定については、国内の世論を十分に聞いた上で国民が納得する形で進むのが王道だと思います。したがって、今度の臨時国会で協定の批准をしないように国に強く意思表示をすべきと考え、本請願の採択に賛成をするものです。

以上です。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第5号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対して裁決します。

請願第5号については、議長は不採択と裁決します。

日程第9 陳情第7号 臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を

求める陳情書

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは審査報告をいたします。

9月8日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号7号、臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書についての審査を、9月の12日、役場第1委員会室におきまして委員4名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、反対多数により不採択です。

この陳情の趣旨は、TPP交渉は昨年10月の大筋合意で農林水産物の8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されるなど国会決議を大きく逸脱しており、断じて容認することはできません。国会で交渉過程や合意内容が審議されたが、議論は深まらないままでした。政府は、国民のTPPに対する懸念を払拭するために国会審議においては十分な情報開示と明確な説明を行い、生産者が安心して農業が営めるような将来を見据えた中長期的農業施策を確立すべきであり、審議が深まらないまま日本だけが拙速に批准する必要はまったくありませんというものであります。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「農業を守るために具体的施策を講じること、十分な情報開示と審議を深め、拙速な批准をしないことを求めており、意見書を上げていくべき。」「守りでない攻めの農業施策が必要である。進めるべき。」といったことが出されました。

以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

○7番

(小池 厚) ただいまの総務経済委員長の委員会の審査の審議の報告では、なぜ不採択になったかという、その不採択意見ですね、それが述べられていないと思いますが、そこら辺、具体的に報告していただけますか。

○総務経済委員長

この審査の中では、さきに報告いたしましたように、意見書を上げていくべきという発言は、この陳情の趣旨の内容の中に述べられているように、農業を守るための具体的施策を講じることだとか情報の開示や審議を深めて拙速な批准をしないことを求めているということで、批准をしないというふうに言い切っていない部分があるということ踏んで意見書を上げていくべきだという意見もありました。

○議長

中塚議員、マイクのスイッチをお願いします。

○総務経済委員長

すみません。

もう一度最初から説明いたします。

委員会の審査の中では、先ほど報告いたしましたように、意見書を上げていくべきという意見の中では、先ほど報告したとおり、農業を守るための具体的施策を講じることや十分な開示、それから審議を深めて拙速な批准はしないというふうに陳情の趣

旨には書かれております。それで、拙速な批准はしないというふうに書かれていて、先ほど審議いただいた請願とは違い、拙速という部分が入っているというふうなことで意見書を上げていくべきというふうな賛成の意見でありました。

反対の意見の中には、先ほども言いましたように守りでない農政を進めていく上ではそういった政策が必要だということで、TPPを進めていくべきだということで、批准をしないことということには反対という意見であります。

その2名の方の意見ということで、採択の結果、不採択というふうになりました。以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

○3番 (松澤 文昭) 私は、TPP交渉は複雑な連立方程式と言われるように、各国のさまざまな利害が交錯をしております。特にアメリカ政府におきましては議会からの要求で身動きがとれなくなっており、現政権下での早期妥結は難しい状況となっております。

また、次期大統領候補がともにTPPに反対をしており、先行きは不透明なものとなっております。

私は、国の利害が複雑にかかわる問題は、一方的に反対意見を展開していても国民の理解が得られず、国会の審議が終了し、時間が経過すれば批准されてしまうというふうを考えております。

政府はTPPの交渉内容が国民に知られてしまうと困ることがあるからこそ国民に情報公開をしない、あるいはできないというふうに私は考えております。TPPの情報公開を要求することは国民としての当然の権利であり、国民の理解が得られるというふうに思います。したがって、まずは十分な情報開示を国に要求し、情報開示をもとに政府の見解の矛盾点を洗い出し、国民世論を背景にTPP反対運動を展開する必要があるというふうに考えています。情報開示については、市場アクセス、特に農産物の重要5品目の状況、あるいは食の安全・安心、医療保険、ISD条項、政府調達に関する事、知的財産権、投資に関する事、労働に関する事等の情報開示を要求し、農業分野だけではなくて各分野との連携を図り、TPP反対を目指す国民運動として展開することが必要だというふうに考えております。

以上、原案に賛成意見として賛成討論とします。

○議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第7号 臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持

続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情書を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

賛成多数です。したがって、陳情第7号は採択することと決定しました。

日程第10 陳情第8号 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

それでは審査報告をいたします。

9月8日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号8号、原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情書についての審査を、9月の12日、役場第1委員会室におきまして委員4名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、反対多数により不採択です。

この陳情の趣旨は、大半の原発が停止しているこの夏、電力の予備率は必要量の3倍もあり、政府は産業界への節電要請を見送りました。高レベル放射能廃棄物の処分方法も決まらず、原発事故の対策や原因究明も進まず、住民の間で安全性が強く懸念されている原子力発電所の再稼働の中止を求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「CO₂、環境問題から化石燃料を使つての発電は減らしていくべき。」「当面はある原発を生かしていくべき。」「将来的にはなくしていく方向であり、現時点で国の許可が出ているので国の方針決定に沿っていくべき。」「即再稼働中止には疑問が残る。趣旨採択とすべき。」などの意見が出されました。

以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○3番

(松澤 文昭) 私は、福島原発の事故以前の私の原子力発電に対する考え方は安全・安心でクリーンなエネルギーであり、電力コストも低く抑えられ、資源のない日本にとっては必要不可欠なものだと考えておりました。

しかし、福島原発の報道を聞く中で考え方が一変をしました。まず、安心・安全でクリーンなエネルギーという点では、福島原発の事故でわかったように原子力発電所の事故は稼働停止さえすれば済むという問題ではなく、むしろその後の核燃料のコントロールが重要であり、コントロールできなければ放射能物質が放出されて原発周辺はもちろんのこと土壌や海洋が汚染され、地球規模に広がってしまいます。コストの

点では、現状は原子力発電による電力コストは安いかもしれませんが、使用済み核燃料の管理や放射性廃棄物の処分に多大なコストがかかり、将来にわたり継続的に放射能廃棄物の処理に費用がかかり続けます。つまり、現在、原子力発電による電力コスト安の恩恵を我々世代が享受をしており、廃炉に伴うコストの費用のつけを後世の世代に回していくというふうに考えられます。

また、現在の世論では新規の原発の設置は非常に難しい中、今ある原発はいつか老朽化し使用できなくなります。つまり、20年後30年後には原発が稼働していないことが考えられるわけであります。したがって、今から再生可能エネルギーの有効活用を図るべきと考えます。

中山間地は再生可能エネルギーの生産拠点であり、土地は安く、太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマスの原料も多く、再生可能エネルギーの宝庫であります。日本が再生可能エネルギー中心の社会にシフトすれば化石燃料中心の資源の乏しい国から資源大国に変貌をします。中山間地における再生可能エネルギー生産のためのインフラ整備を計画的に行えば、雇用が生まれ、集落や農地、森林・自然環境が適切に守られ、自然災害も減少し、国土を守ることになります。これまでの電力会社一極集中のエネルギー供給から地域完結型のエネルギー供給に移行することが真の地方創生につながると思い、原案に賛成をいたします。

○議 長
○7 番

ほかに討論ありませんか。

(小池 厚) 私は、本陳情に賛成の立場で討論に参加をいたします。

陳情にもありましたように、先日、鹿児島県知事が九州電力に対し避難計画に不十分なところがあるので再検討をするよう要請し、それまで運転を中止するよう申し入れをいたしました。しかし、九州電力側は、これに納得せず、計画の見直しとは切り離して再稼働をする旨、知事に返事をいたしました。知事は再度再稼働の中止を要請したが、このやりとりの中に見えるのは経済優先主義、安全無視の古い企業体質であります。

過去、高度経済成長政策で日本は大きく発展をいたしました。しかし、さまざまな公害病を発生させ、生活環境の保全等に配慮しない限り企業の継続はあり得ないのが一般常識になっていると思っていたのですが、やはり資本の論理はそれを許さないであります。

そもそも原子力発電は、はっきり言って未完成の技術であり、将来に対するリスクに対ししっかりと安全を担保できない技術であります。それに固執する余り、さまざまなあいまいな安全基準なるものをつくり再稼働に走ろうとしているわけです。

再生可能エネルギーの研究や実施も各地で進んでおります。これからの日本の将来を考えたエネルギー政策の確立をこそ今最優先しなければいけない喫緊の課題だと思います。

使用後の核燃料の処理も確立できない今の原子力発電は直ちにやめ、再生可能エネルギーの開発に大きくかじを切るときであります。したがって、一地方の議会でもきちんと意思表示をするべきと考え、本陳情に賛成をするものであります。

- 議 長 ほかに討論ありませんか。
- 6 番 (柳生 仁) 本来、討論は議長のほうから反対はありませんかと申し上げて始まるべきだと思います。
- 私は本陳情に対して反対の立場で討論申し上げますけども、私は、そもそも世界から本来ならば原子力発電がなくなり、それにかわる新しいエネルギーが一日も早く開発されることを願っておりますが、現在は、日本のエネルギーについては、電力エネルギーでございますけども、自給率6%と言われております。震災前はおおむね25%と言われておりますが、そして、ことしの夏も従来の原発で賄ってきた原子力による電力の29%分が原発なしで賄ってまいりました。ここは各電力会社の努力に敬意を申し上げたいと思っております。
- 日本の電力会社は、国の指示で原発を停止したときから、急遽、停止していた火力発電所の再稼働に切りかえましたが、そのためには中東などから原油の8割以上、天然ガスの3割輸入を余儀なくされていることは皆様方も十分承知だと思っております。これは何を意味するかと申しますと、私たちの生活に直接かかわりある電気料金の値上げになってまいります。また、政情不安定な中東からの輸入は大変リスクがあると電力会社から聞いております。また、近年、最近の異常気象の要因でありますCO₂の発生もその要因と聞いているわけであります。
- 国では、2030年には再生可能エネルギーを現在の10%から22~24%に引き上げたいと、このように言っているわけであります。原子力では現在の29%を20~24%に引き下げたいと、石炭では26%、天然ガスでは27%、石油等では8%から3%に引き下げたいと国の理由では言っているわけであります。
- 直接、そういったことで、私は本来原発のない世界を求めているわけでありますけども、今の現状では、CO₂、この問題は大きな課題でありまして、全く無視できないと思っているわけであります。したがって、原発再開については大変判断が難しいところでありますので、今回の陳情には反対の立場といたします。
- 議 長 ほかに討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 これで討論を終わります。
- これから採決を行います。
- この陳情に対する委員長の報告は不採択です。
- 陳情第8号 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議 長 賛成多数です。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。
- ここで暫時休憩とします。再開は午後3時15分とします。
- 〔午後3時07分 休憩〕
- 〔午後3時19分 再開〕
- 議 長 会議を再開します。

日程第 11 議案第 19 号 中川村教育委員会委員の任命について
を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○村 長

議案第 19 号、教育委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、教育委員の中嶋けさみさんは、平成 24 年 10 月 18 日以来 1 期 4 年間、村の教育行政推進のためにご尽力いただいていたところではありますが、このたび任期満了をもってご勇退されることになりました。御存じのように、中嶋さんには保護者としての立場から大変熱心にご指導を賜り、ご貢献をいただきました。この 4 年間のご労苦に心より感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、後任の教育委員として宮下信子さんを任命いたしたくご提案申し上げます。

氏名、宮下信子。

生年月日、昭和 44 年 8 月 17 日。

住所、中川村片桐 198 番地でございます。

宮下信子さんは南田島地区にお住まいで、出身は松川町でございます。飯田女子短期大学幼児教育学科を卒業後、松川町の保育園に就職され、園児の保育に携わってこられました。家庭では 3 人の子どもさんを養育されております。平成 26 年度には中川西小学校 P T A 副会長を務められ、現在は地区の公民館婦人部長をしていらっしゃると思います。幼児教育や学校教育、また社会教育において幅広くご活躍されており、教育委員会に新たな気風を吹き込んでいただけるものと考えております。人格、識見ともに高く、家庭の主婦としてみずからの子育てのご経験とともに保護者としての立場からもご活躍いただけるものと思います。教育委員として適任と考え、任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、人事案件の採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第19号は同意することに決定しました。
- 日程第12 諮問第1号 中川村人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 村 長 中川村人権擁護委員の推薦につきましてご説明を申し上げます。
- 推薦申し上げる候補者は、氏名、北村志保子、生年月日、昭和23年9月21日、住所は中川村片桐3605番地でございます。
- 北村志保子さんは、平成26年1月から人権擁護委員をお務めいただいております。本年の12月31日で任期満了になるわけでございますが、引き続きお力をいただきたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。
- 北村さんは、大変誠実、真面目な方で、人格、識見が高く、最適任者であると存じます。
- 任期は委嘱の日から3年間でございます。
- なお、法務大臣が人権擁護委員として委嘱するまでの事務的な期間が必要なために本議会に諮問いたすものであります。
- よろしく願い申し上げます。
- 議 長 説明を終わりました。
- これから質疑を行います。
- 質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
- お諮りします。
- 本件は、これを適任者として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任者として答申することに決定しました。
- 日程第13 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。
- お諮りします。
- 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

- 議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
それでは指名します。
選挙管理委員に中川村片桐 1324 番地 3、宮澤光男君、中川村大草 5886 番地 1、中村正敏君、中川村片桐 2775 番地の 6、吉澤千春さん、中川村片桐 5133 番地、大場実君、以上の方を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました宮澤光男君、中村正敏君、吉澤千春さん、大場実君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。
続いて選挙管理委員補充員には次の方を指名します。
第 1 順位、中川村片桐 4620 番地 6、下沢久雄君、第 2 順位、中川村大草 2648 番地、福澤朝子さん、第 3 順位、中川村片桐 6188 番地の 3、下平和則君、第 4 順位、中川村葛島 961 番地 3、米山隆美君、以上の方を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第 1 順位、下沢久雄君、第 2 順位、福澤朝子さん、第 3 順位、下平和則君、第 4 順位、米山隆美君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。
日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について
を議題とします。
議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま松澤議員ほか4人から発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 臨時国会で拙速にT P P協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○3番 (松澤 文昭) それでは私のほうから案文を朗読をしまして提案理由とします。

T P P交渉は、昨年10月に大筋合意に至り、その中で我が国の農林水産物の約8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されることとなった。

第190回国会で交渉経過や合意内容が審議されたが、議論は一向に深まらないまま持ち越しとされている。

また、T P P12カ国で国内手続が完了している国は一つもなく、T P P協定発効に必要なアメリカでの批准においても民主・共和両党の大統領候補がともにT P Pに反対しており、先行きは極めて不透明な状況である。

このようなT P Pに対する国民の不安や懸念が増すばかりの状況下で、臨時国会での審議においては、十分な情報開示と明確な説明を行い、生産者が安心して農業が営めるよう将来を見据えた中長期的な農業政策を確立すべきであり、審議が深まらないまま日本だけが拙速に批准する必要は全くない。

については、臨時国会において拙速な国会批准を行わないこと、また、政府はT P P特別委員会等におけるT P P協定承認案及びT P P関連法案の国会審議において十分な情報開示と明確な説明により審議を進めること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- [賛成者挙手]
- 議 長 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま小池議員ほか4人から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。
追加日程第2 発議第2号 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める
意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 趣旨説明を求めます。
- 7 番 (小池 厚) それでは案文を朗読しまして趣旨説明といたします。
大半の原発が停止しているこの夏、電力の予備率は必要量の3倍もあり、政府は産業界への節電要請を見送った。
一方、政府は原発を重要な電源として再稼働を進めることを2014年4月に閣議決定し、現有する過半数の原発を再稼働させようとしている。
原発からあふれ出す高レベル放射性廃棄物の最終処分方針は定まっておらず、各原発のプールに貯蔵された使用済み核燃料は再稼働すればあと数年で満杯になる。
日本の科学者を代表する日本学術会議は、処分問題に進展がないまま再稼働を進める国の姿勢を将来世代に対する無責任と批判している。
また、収束し管理されているはずの福島原発事故は汚染水の対策も事故の原因究明も終わっていないが、政府や原子力規制委員会は、東日本大震災以降、懸念の高まる火山活動の危険を過小評価し、避難計画の不十分な中で原発を再稼働させている。
再稼働した5基のうち福井県の高浜原発2基は司法判断で運転差し止めとなり、川内原発2基についても鹿児島県民は7月に停止、点検を求める三反園氏を新知事に選んだ。住民の強い懸念を反映したものだ。
このようなことから、政府は次の事項を速やかに実施するよう強く要請する。
1、高レベル放射性廃棄物の処分方針も決まらず、原発事故の対策や原因究明も進まず、住民の間で安全性が強く懸念されている原子力発電所の再稼働を中止すること。
以上です。
- 議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 質疑なしと認めます。

- 次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村 長 平成28年中川村議会9月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。
毎年のことではありますが、9月の定例会では昨年度決算のご審議をいただきかねばならず、今回も長い時間をかけて慎重にご審議をいただきました。大変ありがとうございます。
そして、昨年度決算のみならず、今年度の補正予算、新たな基金の新設や人事案件も含め、提出申し上げたすべての案件を原案どおりお認めいただきましたことにも厚く御礼申し上げます。
また、先ほどは請願、陳情について熱心な議論が交わされました。TPP、原発という大変重要な問題について採択、不採択それぞれありましたが、議員一人一人の賛成、反対の表明がなされました。今後、未来の遠い世代にまで影響を残す大変責任の重い判断だったわけでございます。判断理由につきまして、今後、村民の皆さんと十分に意見交換をされることを期待しております。
さて、沖縄辺野古にアメリカ軍海兵隊の新しい基地を政府がつくろうとしている問題で埋め立て承認を取り消した翁長知事を国が訴えた訴訟で、先週金曜日、福岡高等裁判所那覇支部、多見谷寿郎裁判長は知事の承認取り消しは違法との判決を出しました。国と県が対立している問題で現代の司法がどれだけ客観的な判断を示せるのか注目されましたが、判決は予想以上に国側の都合だけを重視するもので、自治体首長選挙、国政選挙で何度も繰り返し示された沖縄住民の民意、苦しみ、理不尽さへの憤りに対する配慮を欠くものでありました。国の専管事項を自治体は尊重すべきと判決はしています。自治体は口を出すなという論理です。すべての自治体が反対したら国策は遂行できなくなるとありますが、もしすべての自治体が反対したとすれば、それでも国策を押し通すべきだということでしょうか。この理屈が通れば、今後、専管事項だ、国策だと言えば、国は地元住民の思いを無視してやりたいことをやれることになってしまいます。住民の暮らしが国策によって悪い影響を受けかねないとき、自治体はどう住民を守るべきか考えないわけにはいきません。
どんちゃん祭りに来てくださっている飯舘村の皆さんは、国策による原発で大きな苦しみを受けています。
県内でもオスプレイなどアメリカ軍航空機の低空飛行訓練エリアに指定されている

ところがあります。

リニア新幹線の工事も国がテコ入れをするとの報道があり、国策になりつつあります。

住民の生活が脅かされたとき、それをどう守るか、どう地方自治を守ればいいのか、今、日本の民主主義のレベルが問われていると感じます。

沖縄では、辺野古のほかにもアメリカ軍海兵隊の北部訓練場にオスプレイの着陸帯を幾つもつくるために多くの貴重生物が住むやんばるの森が傷つけられ、着陸帯で取り囲まれる高江集落の住民を中心に反対運動が続けられてきましたが、沖縄県外の機動隊まで多数投入して住民を排除したり、自衛隊のヘリコプターが建設機械をぶら下げて運んだり、国は普通では考えられない対応をしています。このような状況に対して沖縄の自治体は住民の暮らしを守るために民主主義の最先端で頑張っていると感じます。沖縄の動きに注目し、我々もその取り組みに学ばねばならない時期が来ています。

さて、村では飯沼棚田の酒米の刈り取り、西原のぶどう祭、赤そば花まつりが開催され、台風の雨に水を差されたものの、稲刈りも真っ最中であります。運動会を初めとするスポーツイベントや文化祭などの文化行事もこれから目白押しであります。豊かな収穫を喜び、スポーツや文化活動に打ち込める中川村でいつまでもあり続けられるよう、議員各位の引き続きのご尽力をお願い申し上げて、定例議会閉会のごあいさつといたします。

どうも大変ありがとうございました。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成28年9月中川村議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時46分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____